

鳥取市国府町万葉ウォークラリー大会補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取市国府町万葉ウォークラリー大会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則(昭和 42 年鳥取市規則第 11 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、ウォークラリー大会を実施する鳥取市国府町万葉ウォークラリー実行委員会に対し(以下「実行委員会」という。) 補助金を交付し、市民等の健康づくりと国府町地域の自然や史跡のすばらしさを広く PR することを目的とする。

(補助対象経費)

第 3 条 本補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、当該年度において実行委員会が行う前条に規定する大会に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第 4 条 本補助金は、補助対象経費に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第 5 条 本補助金の交付申請は、事業計画書及び収支予算書、資金計画書を添付し、申請しなければならない。

(交付時期)

第 6 条 本補助金の交付は、実行委員会の運営が円滑に行われるよう、資金計画書に基づいて交付する。

(実績報告)

第 7 条 規則第 12 条に定める実績報告は、事業報告書及び収支決算書によるものとし、補助金の交付された年度の翌年度の 5 月 31 日までに提出しなければならない。

(雑 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行し、平成 17 年度の補助金から適用する。